

「まんなかホリデー」へのご協力をお願いいたします。

まんなかホリデーQ & A

Q	A
まんなかホリデーとは何ですか？	中部地区の公共工事が毎月第2土曜日に一斉休工することで、建設業における週休2日（4週8休）の普及を加速することを目的とした取組です。
どうしてこのような取組を行うのですか？	社会の基盤を支え、災害時には、地域の守り手として重要な役割を担う建設業が持続的に発展できるよう、職場環境の向上を図る必要があります。しかし、他産業と比較して労働時間が長く、休日数が少ないことが課題となっています。労働者の健康確保やワーク・ライフ・バランスの改善、また将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働きやすい職場環境づくりを行っていくことが必要です。このため、建設業における働き方改革として休日の取れる職場環境づくりを後押ししていくための取組となります。
第2土曜日を絶対に休工しなければいけませんか？	第2土曜日の休工を強制するものではありません。しかし、時間外労働の上限規制が建設業に適用される令和6年度まで1年半余りとなりましたので、積極的な取組をお願いします。
時間外労働の上限規制とは？	労働基準法により、時間外労働（1日8時間及び1週40時間を超える労働）を行わせる場合は、36協定の締結が必要となります。また、時間外労働には、月45時間などの上限があり、違反すると罰金が科されます。この規制の建設業への適用は猶予されていましたが、令和6年4月からは適用されます。
36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項は？	厚生労働省ホームページ（下記リンク先）を参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000350731.pdf
週休2日制工事は増えていきますか？	令和5年度より、各務原市発注の週休2日制モデル工事の試行を検討しており、今後、週休2日制工事を拡大していく予定です。